ウ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県六十・〇％分」という。）	ウ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和五年度都道府県六十・〇％分」という。）
［エ　略］	［エ　同上］
(20)　令和六年度補正予算債	(20)　令和六年度補正予算債
［ア・イ　略］	［ア・イ　同上］
ウ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県六十・〇％分」という。）	ウ　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和六年度都道府県六十・〇％分」という。）
［エ　略］	［エ　同上］
(21)　令和七年度補正予算債	［新設］
ア　令和六年能登半島地震への対応及び令和六年九月二十日からの大雨への対応に伴う投資的経費（令和六年度補正予算（第一号）に係るものに限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県八十・〇％分」という。）	
イ　アに掲げる事業以外の公共事業等（被災市街地復興特別事業に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県七十二・〇％分」という。）	
ウ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年度都道府県六十・〇％分」という。）	
エ　ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業（公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化等に伴う除却事業）に限る。）に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和七年	